

持続化補助金の概要

- 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。**
- 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。**

一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型	
要件	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠	産競法に基づく「認定市 区町村による特定創業支 援等事業の支援」を受け た小規模事業者	地域に根付いた企業の販路 開拓を支援する機関が地域 振興等機関となり、参画事 業者である10以上の小規 模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の 内部組織等 (青年部、女性部等)
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で 実施する場合は100万円
補助率	2／3			定額、2／3	2／3	・地域振興等機関に係る経費：定額 ・参画事業者に係る経費：2／3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、借料、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			左記に加え、設備処分費、修繕費、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関…人件費、 委員等謝金、旅費、会議費、消 耗品・備品費、通信運搬費、印 刷製本費、雑役務費、委託・外 注費、水道光熱費 ・参画事業者…旅費、借料、 設営・設計費、展示会等出展費、 保険料、広報費	専門家謝金、専門家 旅費、旅費、資料作 成費、借料、雑役務 費、広報費、委託費
昨年度補正予算 等からの主な 変更点	卒業枠・後継者支援枠 を廃止			令和6年奥能登豪雨を 対象に追加		参画事業者を「小規模事業 者」に限定	